

中国における使用環境特徴クレームの解釈
～使用環境特徴に関する司法解釈が適用された事例～
中国特許判例紹介(66)

2017年4月10日

執筆者 所長弁理士 河野 英仁

上海兆邦電力器材有限公司

原告

山東中泰陽光電気科技有限公司、

上海亭穎電力技術有限公司

被告

1. 概要

請求項中の構成要件が使用される環境を限定する請求項を使用環境特徴クレームという。使用環境特徴クレームの権利範囲解釈を巡り争いが多いことから2016年改正の司法解釈¹にて、以下の通り解釈が最高人民法院により示された。

第9条 被疑侵害技術方案が、請求項における使用環境特徴に限定される使用環境に適用できない場合、人民法院は、被疑侵害技術方案が特許権の保護範囲に含まれないものと認定しなければならない。

本事件では、被告の被疑侵害製品中に、使用環境特徴であるクロスアームは含まれていなかったが、被疑侵害製品を現場で取り付ける際にはクロスアームに取り付ける必要があることから、人民法院は、被疑侵害製品は特許請求項の技術的範囲に属すると判断した²。

2. 背景

(1)特許の内容

兆邦公司（原告）は、“防雷支柱絶縁子”と称する発明特許権を所有している。特許番号はCN 101325104(以下、104特許という)、該特許の申請日は2007年6月15日、登録日は2010年9月8日である。

¹ 特許権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）法釈〔2016〕1号

² 2016年4月29日上海知識産権法院判決（2015）沪知民初字第272号

104 特許に係る製品は主に電力系統の高架配電線路上に用いられ、電力高架絶縁導線が雷により断線することを防止するものである。争点となった請求項 1 は以下のとおりである。

請求項 1

1、防雷支柱絶縁子において、

絶縁保護カバー 1、及び、該絶縁保護カバー 1 内部に設けられ上圧ブロック 21 と下圧ブロック 22 により構成されるクランプ金具 2 を備え、

該クランプ金具 2 側端に接続されるアーク棒 3 と；

上端が該クランプ金具 2、下端がスチールピン 5 に接続される絶縁子 4 とをさらに備え、

該絶縁子 4 は、該下スチールピン 5 を通じてクロスアーム 6 上に取り付けられており；

該アーク棒 3 は湾曲に折れ曲がる形状をなし、その他端が該下スチールピン 5 に近づいている。

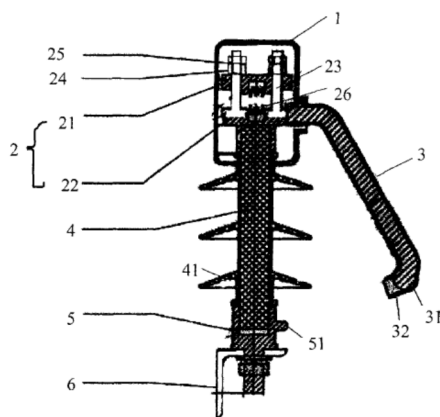


图 1

(2) 訴訟の経緯

調査を経て、原告は市場において、多くの原告対象特許権を侵害する製品が出てきていることを発見した。原告は証拠を確保すべく、被告亭穎公司から被告中泰公司が生産する権利侵害製品を購入した。

原告は、両被告の行為は、原告対象特許権を侵害し、原告の利益を損害し、原告に大きな経済損失をもたらしたと主張し、人民法院に提訴し、被疑侵害製品の製造販売の停止、原告の経済損失 30 万元及び合理費用 33,400 元の賠償を求めた。

被告は、被疑侵害製品は、対象特許請求項 1 に記載の“クロスアーム”という技術特徴を欠き、対象特許権の保護範囲に属しないと反論した。

3.上海知識産権法院での争点

争点:使用環境特徴であるクロスアームをどのように解釈するか

4.上海知識産権法院の判断

争点：使用に際しては必然的に特許の環境特徴「クロスアーム」を有することとなる

専利法第 59 条第 1 項及び司法解釈[2001]第 21 号³第 17 条は以下の通り規定している。

専利法第 59 条第 1 項

発明又は实用新型特許権の技術的範囲は、その請求項の内容を基準とし、明細書及び図面は請求項の内容の解釈に用いることができる。

司法解釈[2001]第 21 号

第 17 条 専利法第 56 条第 1 項にいう「発明特許権又は实用新型特許権の技術的範囲は、その権利請求の内容を基準とし、説明書及び図面は権利請求の解釈に使うことができる」とは、権利の技術的範囲は、権利請求書の中に明記された必須技術特徴により確定される範囲を基準とすることを指し、それには当該必須技術特徴と均等の特徴により確定される範囲も含むものとする。

以上の規定に鑑み、請求項に記載した技術特徴は全て、共に特許技術方案として、技術課題を解決するために不可欠な技術特徴とみなすべきであり、特許権保護範囲に対し限定作用を有し、特許権保護範囲を確定する際に考慮すべきである。

対象特許の保護主題は、“防雷支柱絶縁子”である。しかし請求項 1 は該防雷支柱絶縁子の構造特徴を記載すると同時に、それに含まれた「該絶縁子 4 は、該下スチールピン 5 を通じてクロスアーム 6 上に取り付けられており」という技術特徴により、さらに該防雷支柱絶縁子が固定部品を接続支持するのに用いられる具体的な構造をもって、使用条件を限定していることから使用環境特徴に属し、それと請求項 1 のその他の特徴が

³ 最高人民法院による特許紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定法釈 [2001]21 号

一緒になって、一つの完全な技術方案を組成しており、共同で請求項 1 の保護範囲を限定している。

使用環境特徴に関し司法解釈では以下の通り規定している。

特許権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）
法釈〔2016〕1号

第 9 条 被疑侵害技術方案が、請求項における使用環境特徴に限定される使用環境に適用できない場合、人民法院は、被疑侵害技術方案が特許権の保護範囲に含まれないものと認定しなければならない。

本案において、被疑侵害製品は、クロスアームという部材を欠いている。しかし、被疑侵害製品は、取り付け後使用することができるのであり、被疑侵害製品に添付された説明書の取り付け方法においては、明確に該絶縁子のクランプ線が、導線に準じて平行方向にクロスアーム上に取り付けられる必要があり、かつアーク棒をクロスアームの外側に向ける必要があると記載されている。

以上のことから被疑侵害製品を固定して取り付ける際、依然としてクロスアーム部材が必要となる。換言すれば被疑侵害製品は実際の取り付け、使用過程中、必然的に対象特許のクロスアーム技術特徴を有することとなる。

また被疑侵害製品のその他の構造構成及び位置関係と、原告が主張する対象特許の請求項に対応する技術特徴は同一である。それゆえ被疑侵害製品が使用する技術方案の技術特徴と、原告主張の対象特許の請求項に対応する技術特徴構成は同一であり、対象特許権の保護範囲に属すると認定できる。

5. 結論

上海知識産権法院は、被告に対し被疑侵害製品の製造及び販売行為の即時停止、原告の経済損失 17 万元、及び、弁護士費用を含む合理的支出 18,400 万元の支払いを命じる判決をなした。

6. コメント

請求項中には、将来的にターゲットとされる侵害品に含まれない構成を記載しないことが大原則である。しかしながら、本事件のように取付対象部材との関係に言及せざる

をえない場合ある。このような場合、当該部材は使用環境特徴と認定され、司法解釈に基づき被疑侵害製品が同様に当該部材を必然的に使用する状況にあれば、技術的範囲に属すると判断される。

送信機と受信機のようなコンビネーション発明、カートリッジと本体のような消耗品に関する発明の場合、送信機側では受信機、カートリッジ側では本体との関係を使用環境特徴として記載しても、権利範囲に含まれることとなる。

以上